

平成 26 年

# 総務産経常任委員会会議録

平成 26 年 12 月 11 日

田上町議会

平成26年第5回定例会  
総務産経常任委員会会議録

---

---

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成26年12月11日 午前9時
- 3 出席委員  
1番 今井幸代君 9番 川口與志郎君  
4番 浅野一志君 11番 池井豊君  
5番 熊倉正治君 13番 泉田壽一君  
8番 松原良彦君
- 4 委員外出席議員  
議長 渡邊正策君 14番 小池真一郎君
- 5 欠席委員  
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名  
町 長 佐藤邦義 地域整備課長 土田 覚  
副町長 小日向 至 産業振興課長 渡辺 仁  
総務課長 今井 薫 庶務防災係長 中野 貴行
- 7 職務のため出席した者の氏名  
議会事務局長 中野 幸作  
書 記 渡辺 絵美子
- 8 傍聴人  
三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件  
承認第7号 専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告について  
議案第40号 田上町子どもたけの子基金条例の制定について  
議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第42号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

- 議案第 4 3 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 4 号 田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 5 号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 7 号 平成 2 6 年度田上町一般会計補正予算（第 5 号）議定について中  
第 1 表 歳 入  
第 1 表 歳出の内  
1 款 議会費  
2 款 総務費（1、5 項）  
6 款 農林水産業費  
7 款 商工費  
8 款 土木費  
9 款 消防費
- 議案第 4 8 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について
- 議案第 5 3 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 1 号）議定について
- 請願第 8 号 J Aグループの自己改革の実現に向けた請願

---

午前9時00分 開 会

---

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、皆さんおはようございます。

定刻よりちょっと早いですが、後のこともございますので、始めたいと思います。14日は衆議院議員選挙の投票日ということで、投票率が低下するのではないかというような報道もされておりますが、ここにおられる皆さん全て多少の関係者でございますので、棄権はないかと思いますが、投票率がアップできるように、こう思っております。

それでは、きょうは付託案件審査ということでございますので、よろしく願いをしたいと思います。

では、町長のほうからご挨拶をお願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 改めておはようございます。

今ほど委員長さんのお話のように、14日の選挙には棄権のないようにというのは、夜も実は広報車回っておりまして、町民の皆さんには広報して、棄権のないようにということでありますので、よろしくお願ひします。

きょうは、先般本会議で上程しました専決処分1件、それから条例の制定と一部条例の改正と、あと一般会計、特別会計の補正関連ありますが、よろしくお願ひをいたします。特に全協等でも話が出ておりました町の（仮称）生涯学習センターであります。その予算等も触れてありますので、ご意見いただければと、こう思っております。よろしくお願ひいたします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） はい、ありがとうございました。

それでは、三條新聞社さんのほうから傍聴の申し出がありますので、許可してございます。

それでは、審査に入りたいと思いますが、審査の方法につきましては、承認第7号、専決処分、これ単独で最初に行きたいと思ひます。それと、議案第40号、たけの子基金条例、これも単独で行きたいと思ひます。議案第41号から44号の報酬、費用弁償、給与等の関係の条例改正、これ4本を一括で行きたいと思ひます。あと、議案第45号、47号、48号、53号は一括で行きたいと思ひます。最後に、では委員の皆さんは請願がございますので、紹介議員が来ると思ひますので、最後に請願の審査を行いたいというふうに思ひます。

それでは、最初に承認第7号、専決処分の関係について説明を求めたいと思います。

総務課長（今井 薫君） 議案書の1ページからになりますので、よろしくお願いいたします。

承認第7号ということで、中身につきましてははぐっていただきまして、内容そのものはご存じのとおり、冒頭に話が出ましたけれども、衆議院選挙に伴う費用の関係でございます。専決処分日は、あくまでも解散日ということで、11月の21日ということでよろしくお願いいたします。

それでは、内容について若干申し上げます。3ページからになりますので、よろしくお願いいたします。平成26年度田上町一般会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ706万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億151万1,000円とするものでございます。

それでは、内容のほうをご説明申し上げます。8ページをお開きいただきたいと思います。歳入の関係でございますが、15款県支出金、3項委託金、1目の総務費委託金ということで、補正額640万円でございます。それから、19款の繰越金ということで、66万9,000円を充てるものでございます。

歳出につきましては、9ページからになっておりまして、総額で706万9,000円でございます。

内容につきましては、その説明欄見ていただきたいと思いますが、報酬の関係では投票の管理者、開票の管理者、それから職員の手当等につきましては主に時間外、あとは事務補助員賃金とかいろいろあるわけでございますけれども、はぐっていただきまして10ページをお開きいただきたいと思いますが、そこにポスターの掲示板の設置と撤去というふうな形での委託料でございますけれども、町全体では57カ所ございます。今回は、県のほうから言われまして8区画の掲示板というふうになっておりますので、よろしくお願いいたします。

承認第7号は以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 今説明ありましたが、質疑のある方。

11番（池井 豊君） 今回急な解散だったわけです。私の地元の羽生田公民館、実は毎年恒例の羽生田3区の忘年会を予定していたところ、それでもう募集をしていたところ、急に入ってきて投票所になったわけです。この公民館とかは、そういう選挙があったときには地域行事よりも町のこの投票が優先されるというような規定というのはどこかに明示されているのかどうかという話1点。

それから、こんなに町のことを優先として使われる施設であれば、地域の人たちは公の施設につけている、だったらAEDつけてもらわなければ困るという話を、そんな公的な施設なのだといえばAEDをあくまでつけてもらわないと困ると言っていて、地域の役員会で言っていたのですけれども、公的施設の扱いなのかどうかというところで2点目。

それから、3点目、最後のこのポスター掲示板借上料というのあるのですけれども、ポスター掲示板というのは私町のもので役場の車庫か何かに保管してあるのかなと思ったのですが、あれは業者保管で業者のものなのかと、そこらだけ聞かせてください。

3点お願いします。

総務課長（今井 薫君） あくまでも地区公民館でございます。お願い事でございますので、優先でといたしますか、今までの流れもありますので、選挙になれば当然優先されるということも区長さんは承知されておりますので、だめであれば変えるしかないのでは……

11番（池井 豊君） そうなのですか。

総務課長（今井 薫君） うん、そうなのです。我々もそういうふうに投票箇所はある程度決めてありますし、そういうふうに届け出もしてありますので、変えるのであれば手続上そういう手続を踏まなければだめなので、優先をさせていただいているところでございます。あくまでも地区の公民館でございます。建て替えるときには町が2分の1確かに補助出しておりますけれども、地区のものでございます。

それから、AEDの関係につきましては、ちょっとまた……

（何事か声あり）

総務課長（今井 薫君） 羽生田公民館のほうで利用されるというのはやっぱり地区で利用される部分が大でございますので、必要であれば地区のほうで備えていただきたいというふうに考えますし、看板の借上げにつきましては、あくまでも業者のほうからレンタルということで今行っております。区画がその選挙ごとに看板の大きさが変わってまいります。今回は国の選挙ですので、国の選挙といたしますか、県のほうで指定されまして、私どもはお金をいただいている関係がございますので、8区画に設定は、8区画を業者に対してお願いしているわけでございます。町の選挙については、何区画にするかというのは町が判断して業者にお願いしているわけですが、今回は、今回もそうなのでしょうけれども、今までもそうだけれども、町のほうからあくまでもレンタルという形での設置になりますので、よろし

くお願いいたします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにございませんか。

では、なければ私のほうで。開票立会人、期日前もそうでしょうけれども、応募をしたりしてお願いしていると思うのですが、応募の状況とか、人員不足とか、何かそういう感じには今なっていないのですか。大勢来過ぎて困るみたいなのですか。その辺はどんななのでしょう。

総務課長（今井 薫君） 今回ご存じのとおり応募する時間もなかったわけですので、前の選挙の方々を早くお願いしてということで、電話連絡でこうなったらお願いできますかねということで前もってつかんでおいたのは確かでございますけれども、たまたまそういう方々が、今年選挙があったわけで、町長選挙もあったわけですので、そういう方々をお願いしたという経緯がございます。応募すると、やっぱり人数も多く来ますので、その中で私ども……

（応募じゃない。募集だの声あり）

総務課長（今井 薫君） 募集ですね。募集するとやっぱり多くの方々が来られますので、その中で抽せんをして選んでいくような形でございます。今回急遽でしたので、また選挙の立会人の方々を参考にさせていただいてお願いしたというのは現状でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 今回は募集していないということだね。

総務課長（今井 薫君） はい。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

なければ、承認第7号の質疑は終わりたいと思います。

次に、では議案第40号 田上町子どもたけの子基金条例の制定についてをお願いします。

総務課長（今井 薫君） 議案第40号でございますが、議案書の71ページをお開きいただきたいと思います。

これにつきましては、前から全協のほうでもお話ししているかと思いますが、少子化対策の一環として基金条例を設立するものでございますので、よろしくをお願いします。

内容につきましては、条例としては大した内容ではございませんけれども、第1条から第7条までの条によりまして、これからの田上町を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができる町づくりを推進していくことを目的とした基金を設立するものでございます。この資金のもとをでは何で充てるのかということでいろいろ

話もあったかと思えますけれども、ふるさと応援寄附金というのが今ございます。30万円以上は寄附をしていただいている部分ございますので、その金額を毎年30万円ずつ財源として基金に積み立てていきたいなというふうに考えておりますし、将来的にはその子どもたちに、町として12カ年教育等の考え方も今進めているわけでございますので、そういうふうなことで子どもたちのために設立する基金でございますので、よろしく願いいたします。

簡単ですが、以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 質疑のある方どうぞ。

11番（池井 豊君） これ非常に興味深いところなのですが、何か錯覚しやすい部分もあると思います。1つ大きく確認したいのは、使用目的をまずどの範囲にした基金なのか。名前からすると、この間のたけのこ塾ではないけれども、何か教育委員会部局の活動に使われるようなお金がほとんどになるのかなと思いつつも、少子化対策の、例えばそういう人口対策、定住促進だとか子育て、例えば子どもの医療費無料化みたいなのを高校生までに広げるときにこの基金から使おうとか、そういう町の人口対策のほうまで広げるような使用用途の基金であるのかということと、または私と浅野議員が一般質問しましたけれども、例えば教育の応援のあの奨学金みたいなものにも転用できるような基金になるのかという、その子ども・子育ての幅というところをちょっと聞かせてもらいたいと思っています。それが1点。

もう一点は、これ非常にいい話、いい企画だと思っています。この間の浅野議員の質問でも小林何とか。

（報徳会の声あり）

11番（池井 豊君） 報徳会のね。あったというのを私も初めて聞いて、ああ、すばらしい、教育のためならそういったお金出してくれる人いるのかなというふうに思った次第です。なので、これふるさと納税でそういうふうにしてもいいですけども、町民に何か、町民または町出身者の人に、長岡の米百俵ではないですけども、子育てのためにとすると素直に財布を広げて寄附してくれる人広がるのではないかなと思って、何かすごくチャンスのような気がしています。そういう意味で、募集の範囲をホームページ上だけではなく、そういう田上の出身の著名な人とか、ふるさと田上会とか、そういうところも含めまた町民に広く告知していくのか、募集の範囲というところもちょうとお聞かせください。

総務課長（今井 薫君） 今ほど申し上げたとおりに、具体的にこのためにというわけではございません。額も額でございますので。30万円でございますけれども……

11番（池井 豊君） いっぱいになるかもしれない。

総務課長（今井 薫君） とりあえず30万円ずつというふうを考えております。

それで、私も最初申し上げたとおり、次の時代を担う子どもたちがということで、健やかに生まれ育つことができる町づくりを推進していくことを目的とした基金でございますよということで、基本的には将来的には、やっぱり今町で12カ年教育を進めているわけでございますので、それに役立つような基金というふうな形になっていこうかと思えます。

それから、ではどういう形でふるさと寄附金を増やしてといたしますか、今まではどこの市町村もそうでございますけれども、委員ご存じのとおり半分、言い方悪いですが、物で釣っているような……

11番（池井 豊君） ふるさと納税はね。

総務課長（今井 薫君） 最近の傾向でございます。その中で、私どももふるさと田上会とかもございまして、あと板橋の成増地区とも交流もしてございます。大人の交流もありますので、そういう中で田上町としてこういう基金条例もつくったので、ひとつご協力をいただけないかということで、こういう文言も1つ入れまして、基金条例をつくって子どもたちのためにふるさと寄附金を充てていくのだということを感じて盛り込みまして周知等をしていきたいなというふうに考えております。特にふるさと田上会の方々は、もうふるさとは田上町ですけれども、そうやって今子どもたちの交流している関係者につきましても板橋区、成増地区の方々についても第二のふるさとというふうに言ってもらっております。そうすると、田上のほうに子どもたちが毎年行ったり来たりしているわけですし、大人も来られていますので、そういう中で愛着を持っていただいて、この基金をつくって特にPRできるのかなという部分があるので、頑張っていきたいと思っております。ちょっと返答になっているかどうかわかりませんが、そういう考え方でございます。

11番（池井 豊君） ちょっと私認識違ったのですけれども、この基金には私なりに最初のイメージは幾らでも、寄附してくれる人がいたら30万円ではなくて50万円でも100万円でもというふうに思っていたのですけれども、今の話だとふるさと納税のほうに入ったお金の中から30万円を積み立てるという話なのですけれども、例えばこれ何だっけ、指定して。何寄附というのだっけ。

（指定寄附の声あり）

11番（池井 豊君） 指定寄附というので、そのたけの子基金に積み立ててくれという趣旨で50万円、100万円なり来た場合でも30万円しか積み立てないということ

になるのか。私は、だから本当はどんどん積み立てていっていいと思うし、これチャンスだと思うので、田上の子どもたち育てるためにぜひ寄附してくださいというのを町民にも訴えて、その年もうかって税金で持っていかれるなら、子どもたちのためにという形でじゃんじゃん積んでもらえるような基金にしてもらいたいと思うのですけれども、そこら辺ちょっとお聞かせください。

総務課長（今井 薫君） 実際は、ちょっと開かれるとわかるのですけれども、町のホームページから入っていきます。寄附金ということで。それで、その中でどういうものに対して、内容ですね、寄附されますかというのを何点かございまして、ほとんどの方が町長にお任せというふうに丸つけられるのです。それをこちらのほうに充てさせてもらえばいいのかなと今考えております。池井委員言われるとおり、本当に1口で何百万円もされる方がこの条例をつくった関係で出てくればそちらのほうに回すというのも、おられれば大変ありがたい……

11番（池井 豊君） では、30万円に限らないということだね。上へ行く可能性もあるということだ、当然。

（指定寄附であればの声あり）

11番（池井 豊君） 指定寄附だから。

総務課長（今井 薫君） あればそうですね。この条例をつくったので、そちらのほうを見て、子どもたちのために、ではこの条例のほうに積んでくれということになれば積み上げることも可能だと思いますので。そういう方いらっしゃるかどうかわかりませんが……

11番（池井 豊君） いらっしゃるって。

総務課長（今井 薫君） 今のところは、町長にお任せの部分での。

（いらっしゃるんだとの声あり）

総務課長（今井 薫君） 町長にお任せの部分ですので、基本的にはお任せの部分をそちらの今言った基金条例のほうに回していきたいなと思っております。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） いいですか。

11番（池井 豊君） いいです。いいです。

1番（今井幸代君） 今ふるさと応援寄附金のほうは大体年額30万円程度寄附が今あるので、そのプールしておくためにこういった基金条例をつくっていくというの非常にいいなというふうに思っているのですけれども、この運用で少しお願いといいですか、意見なのですが、寄附される方たちって自分たちのお金がどういうふうに使われたのかなという出口もやっぱり知りたい部分もあると思うのですよね。今回

こういったたけの子基金条例を積み立てて活用される、こういったことに、例えば学校の図書室の本の蔵書のために使いましたとか、こういったのに使いましたということが出てきたときに、こういった形で皆さんの善意を活用させていただきましというようなご紹介もあわせてしていただきたいなというふうに思います。これは、基金が積み立てていってある程度の金額になってどうやってどこに使うのかというのが決まった後の話になるのですけれども、そういったところも踏まえて運用していただきたいなと思います。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 何かありますか。いいですか。

総務課長（今井 薫君） そういうふうな形でさせていただきたいと思います。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

では、なければ議案第40号の質疑は終わりたいと思います。

では、続きまして議案第41号から45号まで一括で説明お願いしたいと思います。

総務課長（今井 薫君） それでは、議案第41号ということで、73ページからになります。よろしいでしょうか。特別職の職員の、非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

内容につきましては後ほど説明しますが、産業医の報酬の引き上げでございます。内容につきましては、はぐっていただきまして、74ページと資料ナンバー1がついていますが、ご存じのとおり今まで産業医ということで町内の田中先生をお願いしておったのですけれども、亡くなられましたので、加茂医師会のほうにご相談させていただきました。それで、今加茂のさくらクリニックの永井先生のほうからお願いしております。

それで、条件といたしまして、今までは1回、資料ナンバー1を見ていただくとわかるのですけれども、いいですか。74ページの次のページでありますけれども、資料ナンバー1を見ていただくとよくわかるのですけれども、今までは産業医の報酬ということで1回1万1,900円の支払いをしておりました。これでいいということとさせていただきますわけですけれども、今はそういう状況になっておりますけれども、この永井先生をお願いして今後いくわけでございますけれども、条件がございまして、年額の報酬を月額1万円、最低年額12万円をいただきたいという部分でございますし、また庁舎等へ出向いた場合は1回5,000円を支給すると、これが普通なのだそうございますので、そういう内容で、来年の4月1日からこういう形でさせていただきますという部分でございます。

(ほかとの整合性だの声あり)

総務課長（今井 薫君） 地元の先生でしたので、なかなかその辺は今までの関係もございましたので、やすやすと今までお願いできたという経緯でございます。そういう内容でございます。

それで、産業医でございますので、私どもも常時職場で50人以上の労働者がいる場合は産業医最低1名を選任しなければならないという、これは労働安全衛生法ですか、そちらのほうでうたっている規則がございますので、ここでうたっているものがございますから、1人は選任しなければならない。3,000人以上でしょうかね、そういうもののこういう労働者がいる場合は2人以上とか、そういう決まりがございますので、田上町の場合は1人の選任でよろしいということでのお願いでございます。

続きまして、議案第42号、それから私のほうで申しわけないのですけれども、議案第42号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、これ75ページなのですけれども、その次の議案第43号でございます。これも特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、これ77ページからになります。もう一つ、議案第44号の教育委員長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正、これ79ページからになりますけれども、この内容3つ同じでございますので、議案第42号で一括してご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

では、75ページからになります。では、75ページお聞きいただきたいと思います。議案第42号ということで、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。内容は、一般職の職員の給与改定を参考にいたしまして、今回は人勧に伴いまして国、県同様に期末手当の支給率を0.15月引き上げるものがございます。職員については勤勉手当というふうな形になってはいますが、特別職については期末手当しかございませんので、期末手当の支給率を0.15引き上げるものがございます。

76ページをお聞きいただきたいと思います。そこに一部改正の内容等が出ておまして、附則のところを見ていただきたいのですけれども、附則の2、逆になりますけれども、附則の2については、第1条の規定はということで平成26年12月1日から適用しますよというふうにございますし、第2条の関係でございますけれども、これは27年、来年の4月1日から適用するものがございますよという内容でございます。

それでは、はぐっていただきまして、資料ナンバー2というのがございます。そ

れについて説明を新旧対照表でさせていただきたいと思ひます。冒頭申し上げたとおり、これにつきましては期末手当の率が0.15アップということになります。これにつきましては、適用をこの12月の1日に適用させていただくものでございまして、皆様のお手元には差額ということで支給されるはずでございまして、よろしくお願ひいたします。

それで、その次のページの資料ナンバー3、第2条関係ということで括弧書きしてございますけれども、これが27年の、来年の4月1日からということで、今回は12月の期末手当で0.15アップしたわけでございますけれども、来年度からは、6月と12月に期末手当を皆さんのほうにお配りしているわけでございますけれども、この0.15を2分の1しまして、0.075ずつを2つで、6月と12月に分けて支給するというふうな内容でございますので、よろしくお願ひいたします。これが次のページの申し上げたとおり議案第43号、それから議案第44号同じ内容でございますので、以下省略をさせていただきたいと思ひます。

それでは、議案第45号ということで、81ページからになります。職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、県の人事委員会、それから国の人事院勧告に基づき給料表の改定、それから通勤手当、先ほど申し上げました勤勉手当の引き上げなどを行うものでございます。基本的な考え方は私も毎年申しておるのでございますけれども、制度についての見直しについては基本的に国に合わせているという形でございますし、給与等の改正については地域、県に合わせてという基本的な考え方で行っているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、内容の説明をさせていただきます。91ページの次からになります。新旧対照表でご説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。第1条関係ということで、これにつきましては平成26年4月1日から適用するということでの通勤手当の改正でございます。これは、法に伴う改正というような形になろうかと思ひますので、国に合わせております。そこに書いてあるとおり通勤手当、ア、イ、ウ、エ、オというような形で書いてございますけれども、イの部分から棒線が数字のところ引かれておまして、4,100円が4,200円というふうな形で、大きく変わってはございませんけれども、通勤手当を若干国のほうで上げましたので、そのままそれに合わせて町のほうも4月1日にさかのぼって上げていく内容でございます。

それから、はぐっていただきますと資料ナンバー9ということで、下のほうになりますけれども、勤勉手当の関係でございます。私ども条例では職員の勤勉手当の

ほうにそのほうをうたってございませんけれども、規則のほうでうたうというふうな形になっておりますので、改正内容について若干申し上げます。先ほど特別職につきましては期末手当で私0.15アップしますよという話をさせていただきました。特別職は勤勉手当はございませんので、期末手当アップというふうな形にさせてもらったという意味合いでございますし、職員については国のほうで勤勉手当を0.15上げなさいよということでございます。これについても同じ部分でございます、この12月で職員についても0.15アップして、差額という形でお支払いするというふうな形になろうかと思えますし、また来年4月1日以降については同じような形で6月と12月に半分ずつ分けて支払うという、そういう形になりますので、よろしくお願ひします。

それから、資料ナンバー10、11、12、13と数字が入った行政職の給料表が入っております。少し黒くなっている部分でございます。これが給与の改定が行われている部分でございます。内容につきましては、2級の93でしょうかね、見てみると、資料ナンバー14のところまで行きますと、2級の93までは若干給料上がりますよと、さかのぼって4月1日から上がりますよという内容でございます。2級の93というと、若年層に限定された今回改正がされております。我々は上がりませんので。本当に若い人たちだけが上がるというふうなあれになっております。細かいことを私申し上げているのですが、そういう改正がこの26年4月1日にさかのぼってされます。

それから、もう一つ、細々して申しわけないのですが、資料ナンバー16をお開きいただきたいと思ひます。資料ナンバー16でございます。新旧対照表（2条関係）というふうになっておりまして、よろしいでしょうかね。いいですか。これを一部改正につきましては、来年の4月1日からこうしますよという一部改正でございます。それでは何を改正するかというと、単身赴任手当は改正されるといっても余り用事ありませんので、そこに書いてあるように管理職の特別勤務手当ということで、現在私ども当然管理職になれば管理職手当もっておりますが、週休日とか休日に4時間以上勤務した場合、1万5,000円をもらっております。特に災害とか、私今回の選挙で1万5,000円もらえと思ひますけれども、その2つぐらいでしょうかね。4時間以上勤務した場合と。ふだんの日には管理職手当の中に含まれますので、幾ら残業していてもそれは手当としてはその手当しかございません。その中に今度平日でも出そうやという部分での国のほうの改正が行われました。平日においても夜の、夜中といひますか、12時から朝の5時までというのが限定されてお

りますけれども、その間に勤務した、特に土田課長あたりが該当なのかなと思いますけれども、そういうものに対しても5,000円だけ出そうやという改正が行われましたので、国の改正に伴いましてそれを追加させていただくものでございますので、よろしく申し上げます。

それから、勤勉手当は、先ほどちょっと申し上げましたけれども、職員も同じような形での、資料ナンバー17のほうになりますけれども、0.15を2分の1した額を6月と12月に2つに分けて支給しますよという部分でございます。

それから、資料ナンバー18を開いていただきたいと思います。給料表の関係でございます。これ今度3級というか、いっぱい額のほうの方々が黒くなっているかと思えますけれども、比較するとわかるのですけれども、引き下げますよ……

(何事か声あり)

総務課長(今井 薫君) ええ。来年の4月1日から引き下げられますという内容の改正でございます。平均1.4%ぐらいになろうかと思えます。なりますが、前もこういう制度がありまして、給料表の給料自体も給料額を引き下げて、余り幅が大き過ぎるという部分で、今回は条例のほうで明記しまして、3年間旧給料額を、旧、古しい給料額のほうが高いわけですので、3年間だけ保証しますよと。前は明記していなかったのですよね。明記してなくて、この条例については何月で終わりですよというのを後から追加されてきたのですけれども、今回はもう3年間今の給料を、旧の給料を保証して終わりですよと、そういううたい方になっています。3年間だけ保証しますよ、あとはもうだめですよといううたい方で条例の中でうたってございます。平均すると1.4ですけども、我々のところいくと3.幾つとか、そういうダウンがされておりますので。

それともう一点、余計なことを言いましたけれども、資料ナンバー23ページお聞きいただきたいと思えます。備考欄のところの新のほうでは消されております。そうですよね。今まで県のほうに合わせておったのですけれども、3級以上の職員、70%以上になろうかと思えますけれども、3級以上の職員については給料月額に対して100分の100くれていないのです。ご存じかと思えますけれども、100分の98.97掛けてくれていたのです。減らして。それを100分の100にしますよと、来年の4月1日からは。給料下げる部分も考慮しての関係だと思えますが。これは新潟県に合わせておりますので、国はこういう形をとって。これを県に合わせている部分でございますので、県もそういうふうにしますよと、田上町のほうも100分の100までやっていくという部分で来年の4月1日からさせていただきたいと思えます。そういう改

正の内容でございます。

委員長、以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、説明終わりましたが、今までの説明の中で質疑のある方はどうぞ。

11番（池井 豊君） 2点聞きます。

産業医、ちなみに今まで1回1万1,900円だったのですが、大体年間何回だったのでしょうかねというか、今まで幾らぐらい年間出していたのが今度年間12万円になるのかということをお聞かせください。

それから、もう一点、ここちょっと考え方がわからないのですけれども、各給与のほうなので附則の2、平成26年12月1日から適用するというふうになって、今回の賞与から上がるということですよ。今回の賞与が上がるということですよ。

（賞与部分だけですが、0.15部分の声あり）

11番（池井 豊君） ですね。

（はいの声あり）

11番（池井 豊君） なのですねけれども、今年の賞与の支給日というのは10日でしたっけ、15日でしたっけ。10日。

（1日が基準日での声あり）

11番（池井 豊君） そうですよ。

（はいの声あり）

11番（池井 豊君） 10日ですよ。この条例が議会で議決していないのに、それより前に賞与が上がった状態で支払われるというのはどういう考え方。そういうことになるのですか。

（そういうことは言っていない声あり）

11番（池井 豊君） 言っていないですか。そこら聞かせてください。

総務課長（今井 薫君） ですから、差額で支給しますよと言いましたよね。

11番（池井 豊君） 差額でね。では……

（後でその差額分は支払われるの声あり）

11番（池井 豊君） 後で来るんだ。

（議会通ったら後でやるんですの声あり）

11番（池井 豊君） そういうことか。

総務課長（今井 薫君） はい。すみません。

（何事か声あり）

11番（池井 豊君） わかった、わかった。

（それが通ったら、ほかの分は後でいただくとの声あり）

総務課長（今井 薫君） では、産業医の話しさせていただきたいと思います。

来ていただいたときに支払っているという形でございます。それで、私も最近、皆さん職場では当然健康診断やりますけれども、そういうものなのかなと思いますけれども、皆さんほとんど何かチェックがつく方といたしますか、要医療とか……

11番（池井 豊君） 再検査とかね。要指導とかね。

総務課長（今井 薫君） いえ、再検査を要する方々については、特にもうある程度の方々は医者にかかっているという方々がほとんどです。それで、先生にも当然、産業医ですので、お診せするのですけれども、医者にかかっているのであればいいのではないのでしょうかねみたいなご判断をいただいている部分がございます。それで、直接産業医の方から職場のほうに来て、できれば講演とかいろいろなものやっていたらいいのでしょうかけれども、先生もなかなか忙しゅうございますので、職場の環境程度は初めてであれば見に来られるのでしょうかけれども、今までは町内の先生でしたので、ある程度昔からもう田上町役場もわかっているわけですので、環境もわかっているしということで、余り先生からは忙しい中ご足労いただいたことは余りございません。そういう状況です。

11番（池井 豊君） 今までゼロ。ゼロか。

総務課長（今井 薫君） ゼロのときもあるし、来てもらった部分もあるし。

11番（池井 豊君） ゼロの年もあったと。

総務課長（今井 薫君） 先生にご相談しての結果ですので。先生が、いや、どうしてこういうのを開くとか、そういう考え方があればそういう考え方でいくのでしょうかけれども、基本的に産業医が考えられる部分です。

11番（池井 豊君） はい、わかりました。

総務課長（今井 薫君） 産業医にお任せの部分が大きでございます。

11番（池井 豊君） はい、いいです。

1番（今井幸代君） 職員給与に関する条例の一部改正について少し伺いたいのですけれども、通勤手当が改正されるかと思うのですが、これって大体職員の皆さんおおよそどれぐらいのところに分布されているのか。さすがに片道60キロ以上の方はいらっしゃらないと思うのですけれども、これは皆さんどのあたりに分布されるのかというのを少し教えていただきたいなど。

（何事か声あり）

総務課長（今井 薫君） 私はもらっていない立場です。何とも申し上げられませんけれども。みんなもらいたいという気はするのですけれども。基本的には、片道5キロ以上10キロ未満である方が18人いらっしゃいます。その下のウの部分、600円上がるのですけれども、6名。エの部分では、1,100円ですけれども、4人。オの部分では、1,600円上がるのかな、その方が3人。そして、カの部分、2,100円上がるのですけれども、2名。それで、はぐっていただきまして、一番遠い方、30キロから35キロ、片道ですね、これが1名でございます。合計すると、ほとんど100円アップの方々ですので、1年間さかのぼりで、4月1日からになりますので、25万円程度の支出になるのかなというふうに考えております。よろしいでしょうか。

1 番（今井幸代君） はい、ありがとうございます。

あと、すみません、先ほど池井議員も産業医に関して質問されていたのですが、なかなか産業医の先生からいろいろとご指導いただいたり、来ていただいたりということは今までそう多くはなかったということなのですが、今後年額12万円ということをお願いをする中で、例えば職員の皆さんの例えばメンタルヘルスケアみたいな形で相談日なんかがあったりするとか、そういった産業医の先生としっかりと連携をしていただいて、職場の皆さんの心身ともに健全な状態を保ちながら仕事に邁進していただけるような環境もあわせて考えていっていただきたいというふうに思うのですけれども、その後、今までのやり方が決して悪いわけではないとは思いますが、年額12万円という大きな金額もお支払いするわけですので、それに見合った仕事もぜひ産業医の先生からもしていただきたいと思うのですけれども、その辺はどのように考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思っております。

総務課長（今井 薫君） 先生から見ると大きな額ではないので。月額1万円ですからね。そういう形で、先生も悪いけれども、積極的という部分では私は捉えていません。言われたから……

1 番（今井幸代君） やってやる。

総務課長（今井 薫君） 医師会から言われたという話で、受けますよという話程度なので。先生もふだん忙しい部分ですのであれですけれども、今回はサクライ先生という……

1 番（今井幸代君） 永井先生ですか。

総務課長（今井 薫君） 永井先生か。永井先生は役場のほう知らないのですが、1回はどのような職場環境なのかということに来て回ってみたいという話をされておりましたので、それはわかりましたということで1回の費用をお支払いしなければだめかなと

思っていますけれども、先生も本当に忙しいというふうな形で、私どもも会うのもものすごく、何分ぐらいしかあいていないみたいな話で会ってもらえておりますけれども、メンタルヘルスについては特にまだ、先生よりももうそうだと先生の集団的な話ではなくて個人で病院行くしかないと思っているのです。そういうふうになれば。病気になればですね。その前の段階としては、今私も考えておるのですけれども、講師を呼びましてメンタルヘルスの講習会ですか、そういうものも今年開く、本当は12月の15日開く予定だったのですけれども、こうなってしまうと、ずらして、先生の予定もまだ聞いていないのですけれども、一応すみませんけれども、選挙でちょっとおくれますという話しかしていないので、今年1回開かせていただくかな、係長クラス、主査かな、主査クラスを集めてそういう先生の、先生といいますが、講師を呼んでメンタルヘルスについてのご講話をいただく予定になっております。それがちょっと先かなと思いますので。あとは、メンタル部分で病気になればお医者さんに診てもらおうというのが早いのかなと思っております。

総務産経常任副委員長（松原良彦君）　こういう給料の話は4年間のうちで初めてなので、1回だけ聞かせていただきたいのですけれども、この1級、2級、3級、いろいろなのですけれども、例えば1級が2級になる場合、どういう場合その格付というか、例えば課長補佐が課長になるとか、そういう係が上がると級が上がっていくのですか。そこら辺ちょっと聞かせていただきたいのですけれども。

総務課長（今井 薫君）　条例でみんな決まっております、各職務に対しての何級、何級というのがございます。基本はそうです。細かいのは、うちの係長来ていますので。条例見ると、規則見ると載っているのですけれども、頭に入っているかどうか分かりませんが、何級にどういう職名があるかだけ、ではちょっと話ししてもらいます。

総務産経常任副委員長（松原良彦君）　そういうのでいいですから、ちょっとだけ聞かせてください。

庶務防災係長（中野貴行君）　職員の給与の等級につきましては、全部で6等級、6級あります。5級、6級につきましては基本的に各課長が該当しますし、4級につきましては課長補佐、3級につきましては係長、主査と言われる職名の方がありますし、1級、2級については主事というごく若い職員が該当する、一応そういう職務に応じて何級に当たるかという分類が今ほど申し上げたとおり条例で規定されております。

あとは、細かい昇給の運用につきましては、その者の勤務成績ですとか、あるい

は経験年数等を加味しての昇格の要素があると思いますので、よろしくお願ひします。

総務産経常任副委員長（松原良彦君） はい、結構です。ありがとうございました。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

では、私のほうでもう一度改めて。この改正によって、では金額的にどの程度影響が出るのか、またお話をしてください。

総務課長（今井 薫君） その改正というと、全部合わせてでよろしいでしょうか。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） そうです。

総務課長（今井 薫君） 800ちよい出ます。800万円。八百十何万円ぐらい出るのかな。

815万円ぐらいだと思いました。

11番（池井 豊君） 41から44、41から45か、ということだろうかね。

総務課長（今井 薫君） 810万円だよ。給料の改正と含めて共済もみんな上がりますので、そういう部分も含めても八百何万円……

（何事か声あり）

総務課長（今井 薫君） 810万円ぐらい。810万円程度です。

以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

では、なければ条例の改正の関係はこれで質疑終わりたいと思います。

では、補正予算の関係は一旦ちょっと休憩をして、では10時5分からにします。

休憩したいと思います。

午前 9時52分 休 憩

---

午前10時05分 再 開

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、再開したいと思います。

では、続きまして議案第47号から、47、48、53号と一括で説明お願ひをしたいと思ひます。

総務課長（今井 薫君） それでは、最初に議案第47号、94ページからになりますので、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

平成26年度田上町一般会計補正予算（第5号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,751万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,902万2,000円とするものでございます。

それでは、まず歳入のほうから申し上げます。100ページからになります。14款国

庫支出金、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金で、129万9,000円の補正でございます。説明欄見ていただきたいと思いますが、保険安定基盤の関係でございます。これにつきましては、国が2分の1、県と町が4分の1でしょうかね、保険者に対する支援分でございます。

それから、同じく14款でございますけれども、国庫補助金の関係でございます。1目の民生費国庫補助金328万3,000円の追加でございます。これにつきましては、1節の社会福祉費補助金で16万2,000円、説明欄に書いてございますけれども、障害者自立支援等の諸費ということで2分の1補助、これシステム改修の中身になっております。

それから、2節の児童福祉費補助金でございますが、312万1,000円でございます。これについてちょっとお話をしますと、今までご存じのとおり安心子ども基金の補助ということで県のほうに入っていた補助金がございました。これ制度が変わりまして、国のほうからも補助が来るということで、保育緊急確保事業補助金というふうに名前が変わります、今後。これ基本的には3分の1補助でございます。これにつきましては、当初余りよく教育委員会のほうもわからなかった部分ございまして、加算要件というのがいっぱい増えまして、それが増えたおかげで国のほうからも、県のほうも出てきますけれども、今回312万1,000円の補正でございます。

それから、3目の土木費国庫補助金でございますが、減額の569万8,000円でございます。1節道路橋梁費補助金でございます。説明欄読みますが、社会資本整備総合交付金の関係でございます。これにつきましては、交付決定によりということで基本的に減額でございますが、内容につきましてはまた歳出のほうで地域整備課のほうから説明があるかと思えます。具体的な、ちょっとお話だけしますと、計画しておったのは中店・後藤1号線ということで計画しておったのです、舗装ということで。それが今回のバイパスの工事の絡みもございまして、今しないほうが良いということでの減額の部分と、その部分で余った部分がありますので、本田上・横場線の舗装補修のほうで550万円ぐらいでしょうか、その分足した部分があります。そういう内容となっております。詳しいことは、歳出のほうで整備課のほうの説明申し上げると思えます。

それから、4目の教育費国庫補助金の関係で2万9,000円、これにつきましては幼稚園の奨励費の関係でございまして、9人増という部分でございます。

それから、一番下になりますけれども、15款県支出金、1項県負担金、1目の民生費県負担金643万7,000円の補正でございます。内容につきましては、保険基盤の

安定ということで、これにつきましては国保分でございますので、お願いします。

101ページに移りまして、今度県補助金の関係でございます。1目の民生費県補助金で163万4,000円の追加でございます。2節の児童福祉費補助金の関係でございます。先ほど国のほうで申し上げたとおり県の安心子ども基金事業補助金が今度移行されるといいますか、保育緊急確保事業補助金というふうな形で移行される部分がありまして、今までの安心子ども基金を減額の148万7,000円を減額しまして、今度一括にその下の312万1,000円の補正というのがあるのですが、こちらのほうに入れまして今回補正お願いするものでございます。これも3分の1。全部3分の1になりますので、国のほうもお願いいたします。

それから、4目の農林水産業費県補助金で460万5,000円でございます。3節の農業振興費補助金の関係で150万5,000円でございます。内容につきましては、説明欄に書いてあるとおり環境保全型農業直接支援対策ということで5,000円だけの追加補正でございますし、その下の青年就農支援事業補助金でしょうか、これにつきましては150万円、100%補助で2人分が追加される部分でございます。

それから、4節の水田農業構造改革対策事業費補助金でございます。310万円。これにつきましては、機構集積、農地の集積協力金の交付事業分でありまして、7名分というふうな形で見ております。また歳出のほうで詳しく説明があらうかと思えますので、お願いいたします。

それから、今度県支出金の中での県委託金の関係でございます。1目の総務費委託金ということで3万7,000円。これにつきましては、工業統計調査の農業センサスの関係で交付決定に伴うお願いでございます。

それから、一番下の18款繰入金の関係でございますけれども、2目減債基金繰入金ということで、減額の480万3,000円でございます。説明欄見ていただきたいと思えますけれども、減債基金への繰り入れ。当初に減債基金のほうから3,500万円取り崩して予算をつくった関係でございますので、そちらのほうに積み立てる部分でございます。

はぐっていただきまして、102ページ、20款諸収入の関係でございます。5項雑入、2目雑入2,068万8,000円でございます。これにつきましては、3節還付金及び交付金の関係で123万1,000円。これにつきましては、総合公園の落雷の関係で工事費前回上げさせていただきましてけれども、歳入部分がわからないということで、全国町村会の関係でお金が出るということで、丸々123万1,000円歳入のほうが確定いたしましたので、今回追加の補正をいたします。

それから、5節の雑入でございますけれども、1,945万7,000円。これにつきましては、後期高齢の関係で平成25年の精算金でございますので、よろしく申し上げます。

以上、歳入のほうは一応終わりです。

それで、歳出のほうなのですけれども、基本的に先ほどからちょっと給与条例の一部改正の話しておりますけれども、職員につきましては勤勉手当とか、それから通勤手当、それから共済費の関係については全部職員給与の改定に伴うものでございますので、よろしく申し上げます。

私のほうからは以上です。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、歳出のほう続けて。

議会事務局長（中野幸作君） それでは、103ページお願いします。

歳出1款議会費、1節報酬でございますけれども、議員と委員長合わせて187万6,000円の減額となっておりますけれども、これは皆川さんの議員辞職に伴うものでございまして、今回整理をさせていただくものでございます。辞職が5月末ごろでございましたので、10カ月分の減額となります。3節職員手当等、議員期末手当5万3,000円でございますけれども、先ほど条例でいろいろ話が出ておりますが、人勧の関係で期末手当が0.15カ月引き上げとなります。ちなみに、現在は2.9カ月でございまして、3.05カ月となります、年間。それに伴う増額とあわせて皆川さんの部分を減額させてもらいましたので、相殺しまして5万3,000円という金額になっております。

それから、通勤手当、職員の関係でございますが、人勧関係で2,000円の増でございます。勤勉手当、職員2名分の増でございますが、0.15カ月アップということでございます。共済組合負担金は、給料改正に伴いまして増額するものでございます。2万2,000円でございます。

それから、19節負担金補助及び交付金5万円の減額につきましては、政務活動費でございますが、これも皆川さんの10カ月分の減額でございます。

以上です。

総務課長（今井 薫君） では、続きまして2款に移ります。

1項総務管理費、1目の一般管理費224万8,000円のお願いでございます。給与、職員手当については先ほど申し上げたとおりでございますので、はぐっていただきまして104ページお開きいただきたいと思っております。委託料で3万9,000円ございますが、説明欄見ていただきたいと思っておりますけれども、委託料で3万9,000円ございます。

これにつきましては、今回の給与改定に伴って電算業務の委託ということで追加がありますので、3万9,000円を委託料としてお支払いすると。

それから、14節の関係でございますけれども、104万円。これ事務機借上料というのですが、コピー料でございます。今回子ども・子育て会議とか、特に多分総務課の防災の関係でいっぱいことコピー使ったのではないかなと思っておりますけれども、コピー料が相当足りなくなりますので、コピー料ということで104万円のお願いでございますし、あとその下の税番号制度システムの事業費でございますけれども、委託料として減額の98万1,000円、それから19節のほうに負担金補助及び交付金ということで、組み替えでございます。これは誤りがありまして、今回組み替えさせていただくと。13節から19節にということでございます。

続きまして、次のページになりますけれども、10目の少子化・定住対策費でございますけれども、これにつきましては90万円の補正でございます。これにつきましては、説明欄のところに書いてありますけれども、例の定住の関係で新婚・子育て世帯向け個人住宅の融資の資金の金利補給と申しますか、そういう形での件数が当初10件見ておりまして、10万円掛ける10件ということで見ておりましたけれども、19件想定されるということで今回お願いするものでございます。

では、はぐっていただきまして106ページ、真ん中から下になりますけれども、統計調査費の関係でございます。1目の統計調査総務費の関係で8万3,000円お願いするものでございます。これにつきましては、給与改定に伴うものでございます。

107ページに行きまして、2目の経済統計調査費ということで3万7,000円。それにつきましては、先ほど歳入のほうでお話ししたとおりです。歳入のほうで交付決定がありましたので、それによって調整をさせていただいている内容のものでございます。

総務課は以上で。また出てきますから、順番に。

産業振興課長（渡辺 仁君） ご苦労さまです。続きまして、110ページまでおはぐりいただきたいと思います。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。14万3,000円の補正でございますが、これは人事院勧告によるものでございます。

続きまして、111ページ、3目の農業振興費でございます。173万2,000円の補正をお願いするものでございまして、農業振興事業ということで172万2,000円。これについては、2節、3節、4節については人事院勧告分でございます。19節負担金補助及び交付金ということで150万円。歳入にも出てきましたけれども、経営開始型給

付金ということで、27年1月から経営移譲をして経営開始を始める方が川船の方と原ヶ崎の方2名いらっしゃいます。それで、普通ですと4月から経営して、普通というわけではないのですけれども、1年間、3月末までということで行くとその年に一括で150万円なのですけれども、27年の1月に経営開始ということで、26年度分で上期分というか、1期分、半年分を支払う。残りの半年分というかは27年度ということでございまして、年間を通して150万円出るのですけれども、26年度の予算ではその半分、75万円、その2名分ということで150万円の補正をお願いするものでございます。

下のほうに行きまして、その他事業ということで1万円。歳入にも出てきましたけれども、環境保全型農業直接支援交付金ということで有機農業、要は無農薬、無化学肥料の栽培をやった方に出るとということで、10アール当たり8,000円。そのうち国が2分の1、県と町が4分の1ということでございまして、今回新たに原ヶ崎の方が35アールの取り組みをやると。掛けますと、総額で2万8,000円。そのうち半分が国から来るのですけれども、国の部分は直接農業者に支払われるということで、この半分、1万4,000円がプラスになるのですけれども、既決予算で93アール取り組むという予定にしておりましたが、10アール減りまして83アールの取り組みだということで、そちらの計算しますと県と町を合わせて4,000円の減となるということで、相殺しまして今回1万4,000円から4,000円を引いた1万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、4目水田農業構造改革対策事業費ということで310万円の補正をお願いするものでございまして、事業費も事業名も同じものでございますが、機構集積協力金交付事業ということで、今までは経営転換協力金ということで何度か補正をさせていただきましたが、今度中間管理機構に預けてリタイアする方のものでございまして、0.5ヘクタール未満が2名、30万円。湯川の方が2名。0.5ヘクタールから2ヘクタール未満ということで5名の方、これは50万円になりますけれども、下吉田の方が3人、湯川の方、そして山田の方ということで、それぞれ30万円が2名、50万円が5名ということで総額310万円の支出をさせていただく。これも100%補助ということで国からの交付金でございます。

続きまして、112ページ、7款1項1目商工総務費でございます。これについても24万円の補正をお願いするものでございますけれども、人事院勧告によるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） では、ご苦勞さまでございます。8款の土木費についてをよろしく申し上げます。

8款土木費、1項道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費でございますが、56万1,000円の補正をお願いするものでございます。その内容でございますが、先ほど来お話に出ている給与改定に伴う補正でございますので、よろしく申し上げます。

また、その中で時間外勤務手当13万9,000円、今回追加でお願いすることになりますが、今回台風や大雨等で職員がかなり出てございまして、時間外勤務手当に不足が生じることから、13万9,000円を今回補正でお願いするものでございます。

次に、2目の道路維持費でございますが、371万7,000円の減額をお願いするものでございます。先ほど歳入でも総務課長お話ししたとおりでございまして、社会資本整備交付金の内示があつて交付決定によりまして、それに伴つての減額でございますので、よろしく申し上げます。その詳細について説明欄で説明させていただきます。舗装補修工事事業でございますが、731万9,000円の減額でございます。15節の工事請負費を見ていただきたいと思ひます。当初予算では、本田上・横場線、中店・後藤1号線で合計3,000万円の当初予算を計上してございましたが、先ほど来話をしている補助金の交付決定と、中店・後藤1号線でございますが、9月以降県の新潟県振興局の道路課のほうから中店・後藤1号線についてはサーチャージをしたという申し入れがございまして、そこをサーチャージすることから、そこを今年に引き続いて舗装をすればまた手戻りになるということになりますので、また傷みが出てもう一度やるということになりますので、今回中店・後藤1号線をバイパス工事に伴う箇所の変更をさせていただいて、したのを本田上・横場線のコメリ脇と工業団地脇で2,268万1,000円をお願いするということになります。したがひまして、この3,000万円から2,268万1,000円の差額が事業費ベースで国の交付金がつかなかつたというふうに解釈していただければと思ひます。

次に、橋梁修繕工事事業でございますが、これも同様でございますが、74万円の減額でございます。これも交付決定によりまして、当初は事業費ベースで800万円を当初予算見ておつたのですが、726万円ということでございますので、74万円の事業費ベースで交付決定に合わせて減額するというものでございます。

次に、道路維持その他工事事業で434万2,000円を今回お願いするものでございます。その内容でございますが、坂田・湯川3号線の五明寺トンネルに安全施設設置工事を行いたいと思つてございます。その内容でございますが、実はあじさいトンネルの完成により、情報発信をかなりホームページや広報紙によりやりました。そ

うしたことから、町外者が護摩堂山に来る量がすごくやっぱり多くなったのです。それで、181メートルのトンネルの中で、同時に入るといえるか、同時に入ってどっちが優先だの、危ないのではないだろうかというような苦情が9月以降すごく多くなりました。町長のほうにも苦情もかなり来ているものですから、私どもとしては検討しまして、トンネルの電源はございますので、トンネルの出入り口各1カ所にパトランプを創設した電光表示板をつけたいというふうに思っています。イメージ的にお話しさせていただきます。イメージは、亀田のジャスコのところの下道に行くところと丁字路になっていて、とまれという標識になっていて、横から来るとパトランプが光って対向車接近という文言が出ます。

(要は立体駐車場で対向車が来ると光るみたいのだろの声あり)

地域整備課長(土田 覚君) 逆に言えば、立体駐車場のところでもセンサーで感知するとパトランプが、対向車が来ているから注意してくださいというその注意喚起のための安全施設を設置したいと考えてございます。このトンネルにつきましては、平成13年から10時から6時までの間は片側通行で規制しているわけですが、やはり苦情をいただくのは10時前の早朝に上る人たちがなかなかトンネル内でやっぱりがち合って、幸いにして事故はないのですが、相当トラブルという話が私どものほうにも来て、今投書もいただいております。そうしたことから、この工事をしたいと思ひまして補正をお願いするものでございます。

なお、この安全施設については、基板関係をつくるのに2カ月ほどかかります。したがって、どう急いでも私どもの考えは5月の連休までには間に合わせたいというふうに思っています。制御は、湯っ多里館側の配電盤で行います。車がセンサーで感知したら反対側のところでパトランプが回って、対向車接近や対向車注意という文言が出るというLED板の表示板をつける予定になっています。3台くらい通ったら一旦また真っさらの状態になって、また車が通ったら、そのどっちかで感知したら反対側に出るといふ安全施設でございます。トンネル内の中もケーブルも引っ張って行ってということになりますので、趣旨をご理解の上、よろしく願ひしたいと思います。

以上でございます。

総務課長(今井 薫君) 続きまして、114ページになります。9款の商工費でございます。4目の防災費の関係で、60万5,000円の追加でございます。内容につきましては、需用費の関係で印刷製本でございます。原子力の防災ガイドブックを今回作らせて

いただいて全戸配布していくという部分でございます。

内容については後ほど話します。

(何事か声あり)

総務課長（今井 薫君） ページ数は、A4判の十五、六ページ程度を考えておりまして、ガイドブックでございますので、一般的なその原子力の考え方とかいろいろあるわけでございますので、一応目次的には3つに分けまして、原子力の災害対策の概要というものを盛り込んでおります。

内容につきましては、原子力発電所からの距離等によって対応が違うよという部分と、それから事態の進展によって対応しましょうという部分でございます。2番目といたしましては、身を守るための行動ということで、正確な情報を入手するという部分と、それから50キロ範囲内であれば屋内退避でいいのですよという部分でのその必要な区域を指定して、避難等も含まれているような内容についてもその中でうたい込みたいと思っておりますし、あと3番目といたしましては原子力防災の基礎知識ということで、ご存じのとおり外部被曝とか内部被曝との相違、それから日常生活と放射線等についての内容、基礎知識について盛り込んだ内容でガイドブックを作っていくたいなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

地域整備課長（土田 覚君） 一括でございますので、議案第48号をお願いします。議案書の122ページからになりますので、よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,942万2,000円とするもので、その主な内容は一般会計同様人事院勧告によります職員の給与改定に伴う手当及び共済組合負担金の増額に要する経費をお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。

詳細については、128ページが歳出になります。1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費5万9,000円をお願いするもので、先ほど来お話をしている給与改定に伴うものでございます。

また、2款下水道費、1項下水道事業費、1目の下水道事業費6万3,000円をお願いするものでございますが、これも同様でございますして、職員の給与改定に伴う補正でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(次の水道の声あり)

地域整備課長（土田 覚君） 議案第53号、お願いします。議案書168ページからになりますので、よろしくをお願いします。

田上町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、予算3条に定めた収益的支出の水道事業費用予定額を15万6,000円追加し2億6,991万1,000円の予定額とする補正並びに予算4条に定めた資本的支出の予定額を5万1,000円追加し7,791万円とする補正及び予算第4条本文括弧書き中に定めた資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,746万6,000円を7,751万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金7,424万円を7,429万1,000円に改め予定額とする補正及び当初予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の経費を20万7,000円追加し1,667万5,000円とするものでございます。

中身についてお話し申し上げます。1ページおはぐりください。170ページでございます。収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用、1目原浄水及び配給水費につきましては、7万7,000円をお願いするものでございます。2目の総係費でございますが、7万9,000円をお願いするものでございます。説明欄に中身は書いてございますが、これも一般会計同様給与改定に伴う補正でございますので、よろしくをお願いします。

次に、下段の資本的支出の1款資本的支出、1項建設改良費、10目事務費の中の補正予算5万1,000円でございます。それにつきましても先ほど来お話をしている人件費の給与改定に伴う補正でございますので、よろしくお話ししたいと思います。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、今補正の関係全部説明いただきましたが、質疑のある方どうぞ。

13番（泉田壽一君） 確認を兼ねて。私もちょっといまいち頭の中が整理つかないので。

議会費の話がありましたけれども、選挙で議員の欠員があった場合、ほかの選挙のときに一緒にやって、その欠員の補充の選挙というのは、今回は衆議院の国政選挙であるがために町の議員の補欠というのは、これは町の選挙のときなのだからね。県、国の場合はそれしないのだからね。そこがちょっとこれいまいち疑問で、その辺の確認。

それと、先ほどあじさいトンネルの件、考えてみればこれだけの金額で先ほど説明したようなことというのは、それよりも工事の関係で1分とか2分とかの間隔で信号がやられているのですよね。国道のほうが工事をやると。そうすると、あの

ぐらいのトンネルのところで逆に赤、黄、青ではっきりと表示できる、そういう工事でやっているような信号をやることに対して、それだっただけでなく安く済むと思うのだけれども、それをつけるに際して公安との関係の中でやるということで、そういう信号をつけるとうまくないのかどうか。金額的にしたら恐らく相当そっちのほうが安いと思いますよ。そんなパトランプがついて回ってどうのこうのなんていったって、それ入るかもしれないけれども、片方が赤でも進入しない、片方が青で入ってくる、それが交代でやれば絶対ないと思うし、安いと思うので、その辺の問題点はどのようなのですか。

庶務防災係長（中野貴行君） 今ほど補欠選挙の関係でございますけれども、町議会議員がやめられた場合の取り扱いになりますが、基本的にちょっとその辺、うろ覚えなのですけれども、告示の日からたしか10日までだったと思うのですが、それぐらい前までにたしか辞職等されていれば、その後に町長選挙とかあれば、そういう機会があれば……

（国の選挙だめなのの声あり）

庶務防災係長（中野貴行君） 失礼しました。国の選挙では、そういう取り扱いございませんので。申しわけありません。

13番（泉田壽一君） いや、それがはっきりわかればいい。

庶務防災係長（中野貴行君） はい、失礼しました。

地域整備課長（土田 覚君） 五明寺トンネルの信号機の件でございますが、公安ともお話をしております。公安ご当局のお話については、4種5級で通行量の関係がございますので、基本的には注意喚起をしてくださいということになってございます。

五明寺トンネルの規制緩和の件についてお話ししますが、平成13年のときにごまどう湯っ多里館のオープンに伴いまして、当初は一方通行にしてございました。ところが、一方通行をしてございますと、あじさいまつりが過ぎたあたりから地域住民……

13番（泉田壽一君） いや、それ聞いていない。

地域整備課長（土田 覚君） 大変困るということで規制をかけてございますトンネルでございますので、私どもとしては公安委員会ともお話しした中で、道路管理者ができる範囲のお仕事をしたいというふうに思っておりますので、こういう安全施設というか、電光表示板で明示をして、要はわかっていただくという工事をしたいと思っております。

(いや、ちゃんと答弁してよ。信号機だめなんかの声あり)

13番(泉田壽一君) 要するに、いいですか。さっき課長が話したような設備というのは、みんな大電光とか特定事業所内の敷地の関係の中であって、公道ではないのだよね、ほとんど。そういうのあるのはね。これは公道ですので、何で公安がだめだと言うのか、それが逆に非常に私にとっては疑問なのです。公道であるがゆえに、逆に信号が必要なのではないかと。だから、さっき言うようにイオンのところがどうのこうのとか、立体駐車場がどうのこうのなんていうのは、あれ特定の事業所とか特定の団体の所有敷地内の交通事故を回避するための注意喚起のものであって、逆に公道であるがゆえに信号機でなければならぬというふうに公安は考えるべきなのに、何で公道のところでは信号機がだめだということになる、それが非常に理解ができないというところなのですが。

地域整備課長(土田 覚君) 信号機のお話も公安サイドとはさせていただきました。その結果が要は注意喚起をもって道路管理者の範囲でやってください、信号機自体は公安ご当局がつける範囲内、要は通行量の少ない町道だということでの道路管理者サイドでの注意喚起をしてくださいというお話でしたので、信号機としてはそのお話も公安当局とさせていただきますので、その結果として時期尚早という……

(時期じゃなくての声あり)

地域整備課長(土田 覚君) 信号機としてはですね。

(何事か声あり)

地域整備課長(土田 覚君) また、信号機としてはのお話です。町内の当然町道の公道上であっても信号機という要望はかなりございますけれども、やはり車の通行量やら場所によってということ、注意喚起でやるところもございますし、信号をつけられない場所もございますので、道路管理者としてできるだけの施設をつけていきたいというふうに思っております。

13番(泉田壽一君) 信号機の設置というのは、いろいろのところの交差点でも、いろいろ403でもバイパスでも、これは公安に権限があって、公安が全部通行量調査とかいろいろやった結果で信号の設置というのは、それはやるわね。それはわかっています。そういうのはわかっているのですけれども、公安がこれを設置するのではなくて町が設置するということに対して、町道のそこに、そういうところにトンネルの特殊な、自治体がトンネルを持っているというのは新潟県でもまれなのだよ。大体トンネルというのは県とか国のものであって、こんな町がトンネルを所有しているなんていうのは新潟県でここだけだと思います。全国的に見たって町がトンネ

ルを持っているなんてそうないはずです。ですから、特殊な例がここに現実にあるということの協議。それで、トンネルというのは、例えば大きなトンネルであっても工事をやっていると、トンネルの工事になって片側通行になると大体信号をみんな設置します。中に入ってからお互いぶつからないように。だから、町独自の、町が所有している特殊な対面通行ができないトンネルなのだという、そういう状況、条件をしっかりと話をしてやれば、公安そのものは規則はこうです、規則はこうですと規則で全部言うでしょうけれども、現状の田上のこのあじさいトンネルが恐らく公安の規則に想定されていないトンネルが現状ここにあるのだということがきちり説明されて話をすれば、公安のほうだって私は例外というか、特別というか、認可は絶対できないということはないと思うのだけれども、その辺の話をしっかりされているのか。だから、何で公安がだめだと言って、ただだめだと言ったからだめです、その辺の経過が私にとっては不透明だなど、いまいち理解できないなというのが意見なのです。ですから、公安が、公安がというのもわかりますけれども、その何でというところが、だからその現状、このトンネル、どういう状況でこうなっているのかということの全てを含めた中の協議がどうなっているのかということなのです。

地域整備課長（土田 覚君） 市町村道の中でも、市町村道の中のトンネルがあるところはうちばかりではなくて結構あるというのもまず一旦お話しして、公安関係ですが、まず私どもとしては交通関係者との間で信号機が設置できないかというお話をまずしました。当然4種5級の市町村道なので、交通量も少ないのでということでは言われました。その後に私どものほうとして、町が工事用の、要は赤と青の、泉田委員よくわかると思う、そういう信号をつけさせてくれないかという話もしました。でも、それでも道路管理者が工事、一時的な工事であれば、工事期間中であればそういう信号もいいたろうけれども、永久的な普通の信号ということであるとだめですよというお話をいただいたものですから、せめても、せめてもというか、すごく苦情があるものですから、要は運転者のほうにわかっていただけるようなこの……

13番（泉田壽一君） 代替案として考えたということね。

地域整備課長（土田 覚君） はい。

13番（泉田壽一君） 私の言うのは、根本的なところの話を言っているのだから、そこから先の話ではないのだ。まあまあいいやね。ここでいっぱいやりとりしたって。

4番（浅野一志君） 今の話ですけれども、基板をつくるという話ししましたが、それは特注な製品をつくるわけですか。基板をつくると言いましたね。

地域整備課長（土田 覚君） 特注でございます、まずセンサーが両方でどっちか、当然車は左通行でございますので、センサーで感知して、その基板を3台通った後にまたチャラにするとか、そういうような基板をつくるのが特殊なことになりますので、よくバイパスの一番最後の、あのヘルメットかぶった人がご迷惑をおかけしますなんかいう、イメージ的にはああいうようなLED板だというふうに解釈していただければと思います。

11番（池井 豊君） 別の話でいいのだよね。

まず1点、総務課長、歯が痛いところ申しわけないですけども、105ページの新婚・子育て世帯向けが10件のところ19件ということ。詳細の内容、非常にばかいい傾向だと思うんですけども、町外からの移住者で家建てるのでというような話が何件とか、そういう割合どんな傾向にあるのかというところをちょっと聞かせてもらえればと思います。あと、それが事業的に効果的に働いているのかなというところを聞かせてください。

それから、113ページの土木費のことで、地域整備課長、我々素人なので、何て言った、サウチャージ。サウシャージって何だね。

（サーチャージの声あり）

11番（池井 豊君） サーチャージ。それを説明してくださいというのと、この事業がそういうふうになった経緯に関連して、403事業がどこまで進捗して、この事業が何年度のどこにはまってきた、どういうふうな形で結末するのかというところを、またその403バイパスが五社川のところに行くことによってどのような展開が考えられるのか、ちょっとそこら辺詳細に説明してください。

総務課長（今井 薫君） 1点目の関係でありますけれども、利子補給の関係でございます、該当が、私もおさらいになりますけれども、新婚世帯または子育て世帯で、町内にみずからが居住するための住宅を取得した方に対しまして、借り入れた住宅資金を対象に利子補給をしますというのが大原則でございます、その中で新婚世帯とはということで、それも制限があります。私は、細かいこういうのが何人いるというのは担当のほうから聞いておりません。総体の数字でしか伺っておりませんが、おさらいになりますけれども、申請者、その配偶者のいずれもが両方とも50歳未満であること……

11番（池井 豊君） いや、条件はわかっているのです。

総務課長（今井 薫君） わかりますか。

11番（池井 豊君） わからなかったらいいです。町内から、町外からとか。

総務課長（今井 薫君） どこから入ってきたというのは、私も新潟市なのか三条市なのか、県外なのかわかりませんが、そこまではつかんでおりません。何せ対象者が増えますので、10人から19人になりますよという話を聞いておるだけでございまして、どこからどのくらいの対象者が新婚と子育ての部分で、そういう分け方は今しておりません。担当のほうもしていないと思います。人数だけの今把握をしているのだらうと思いますので、それまでは出していないと思います。

地域整備課長（土田 覚君） それでは、サーチャージの件についてご説明申し上げます。

サーチャージは暫定盛り土というもので、現道というか、田んぼであって用地買収したところにある一定の土盛りをしまして、圧密をかける仕事でございまして、今お話があった場所は中店農免というか、明田川石油から入って今町道が中店・後藤1号線ということでバイパスのところで交差するところをサーチャージをしないと。町道をサーチャージしないとということでございまして、そこに入っている雨水管移設もございまして、町道を仮増しすることになります。サーチャージのイメージは、その町道の前後のところに盛って、べとでありますけれども、大体1年間で中店のあたり大体70センチから1メートルぐらい下がるところでございまして、要は圧密をかけて地盤の安定を図ると。暫定的ですから、その後にその暫定盛り土を取って道路をつくっていくという仕組みの工事でございますので、よろしく申し上げます。

以上で。

（何事か声あり）

地域整備課長（土田 覚君） 今後については、来年度その仕事をする予定でいますので、当然今私どもがこれから仕事をすれば来年度このところがまた50センチも70センチも下がればまた費用の無駄になりますのでということで、何とかということでございまして、よろしく申し上げます。

その後の今後につきましては、中店・後藤1号線から湯川の五社川のほうまでサーチャージを今一生懸命やっています。予定とすれば、来年度五社川の予算、余り言いたくないのですけれども、予算が普通についたとしてでございまして、五社川の橋台、橋梁の橋台に入っていくという仕事と今の中店・後藤1号線の仮設道路及び雨水管の移設工事があるわけでございます。総体的な、大ぐくりの予定はこの間申したとおりでございまして、何らおかれていないというふうには思っておりますので、よろしく申し上げます。

11番（池井 豊君） 総務課の、ではそれ私聞きたいのは、町内在住の人が新たに住宅を取得した新婚世帯があつてこれもらった数と、またはよそ、新潟市から移住してきたとか白根から、三条から、加茂から移住してきたというような、要は移住というのに効果があつたのか、町内在住者にとって効果があつたのかという、そこら辺の割合が知りたいので、今後そういう数字がどこかで見れるようにしておいていただければとお願いしておきます。これはいいです、答えは。

中店・後藤1号線の件も大まかにわかりました。そっちの国、県というか、あつちの予算がつけばこの事業が来年度行われるというふうに理解すればいいということですね。いいです。そこでいいです。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかに。ありませんか。いいですか。

それでは、補正予算の関係の質疑はこれで終わりたいと思います。

それでは、討論、採決に入りたいと思います。

なお、議案第47号の一般会計補正予算の連合審査を行った部分は含めて討論、採決ということにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、承認第7号 専決処分（平成26年度田上町一般会計補正予算（第4号））の報告については、討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第40号 田上町子どもたけの子基金条例の制定について討論のある方。

なければ、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

次に、議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、議案第41号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

議案第42号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、議案第42号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

次に、議案第43号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、議案第43号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第44号 田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、議案第44号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

議案第45号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について討論のある方。

なければ、議案第45号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

次に、議案第47号 平成26年度田上町一般会計補正予算(第5号)議定についての中、第1表の歳入、第1表歳出のうち1款議会費、2款総務費の1項、5項、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、9款消防費、討論のある方。

1番(今井幸代君) 議案第47号 平成26年度田上町一般会計補正予算の議定について、賛成をさせていただきますけれども、1点だけ意見を付して賛成をさせていただきたいと思います。

連合審査の中で、企画費、今回道の駅構想、基本構想・基本計画の策定業務の委託入っておりますが、私も一般質問をさせていただいた中で、地方債、起債をして交付税措置もあるというようなご答弁をいただきましたが、全協等でそういった詳しい説明等は今まで聞かれていなかったかと思います。補助金の話は聞いていましたけれども、その後の交付税措置がどのようになるかという話は聞いておりません。今後その基本構想・基本計画の策定業務を委託して、その調査の中でそういったもう他自治体でこれを活用しているところもあるわけですので、その辺の財源等の説明もしっかりして、今後していただけるということをお約束をいただけるものと思ひまして、そのところをしっかりとご説明いただきたいと思いますというところを意見を付して賛成をさせていただきたいと思います。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、議案第47号は原案のとおり決すること  
にご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

次に、議案第48号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定に  
ついて討論のある方は。

なければ、議案第48号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

最後に、議案第53号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定につい  
て討論のある方。

なければ、議案第53号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

それでは、請願を除いて、付託議案の審査をこれで一旦終了したいと思います。  
皆さん、大変ご苦勞さまでした。

では、請願のほうは15分からにしましょう。

午前11時05分 休憩

---

午前11時15分 再開

総務産経常任委員長（熊倉正治君） それでは、請願第8号 J Aグループの自己改革  
の実現に向けた請願ということで審査したいと思いますですが、松原委員、小池議員、  
紹介議員ということでございまして、小池議員のほうから一応来ていただいておりますので、まず最初に請願の内容について説明を少しお願いをしたいと思いますが。  
松原委員のほうですか。はい、どうぞ。

総務産経常任副委員長（松原良彦君） では、私のほうから J Aグループの自己改革の  
実現に向けた請願ということで、請願の理由を読み上げさせていただきます。

政府は、本年6月改訂の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、農業  
の成長産業化に向けて農協改革の推進を決定しましたが、 J Aグループは、自主・  
自立の協同組合であることを鮮明にし、組合員の意思に基づき自己改革に取り組み  
ます。

私たちは、農業者の職能組合と地域組合の性格を併せ持つ「食と農を基軸として、

地域に根ざした協同組合」として、持続可能な農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現を目指して総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むことが今後ともＪＡグループが目指す基本方向と決めました。

このような中で、政府によるＪＡ改革が、私たちＪＡグループが決めた基本方向と大きな乖離があり、それが強行されるとすれば、農業の生産現場や地域に大きな混乱をもたらし、かえって改革の目的に逆行する事態を招きかねません。

政府におけるＪＡ改革の検討は、農業振興や地域活性化に果たすべきＪＡの役割を充分発揮し、新農政の実践を地域において着実に進める観点から、ＪＡグループの自己改革を尊重し、その取り組みを後押しするものとなることが、強く期待されます。

つきましては、この請願にご理解を賜り、地方自治法第99条の規定に基づいて政府に意見書をご提出いただきますようお願いいたします。

以上、このように私は考えて今回の請願に賛成して……

(何事か声あり)

総務産経常任副委員長(松原良彦君) 紹介議員になりました。

(何事か声あり)

総務産経常任副委員長(松原良彦君) 請願事項。(1)、地域の振興や農業の多面的機能の発揮についても農協法の目的に位置付け、事業目的の見直しは協同組合の基本的性格を維持すること。

(2)、准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。

(3)、ＪＡ・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度や法人形態の転換等は強制しないこと。

(4)、自立したＪＡの自由な意思に基づき生まれ変わる新たな中央会は、代表、総合調整、経営相談・監査の機能を十分に発揮できるよう、農協法上に位置づけること。

以上であります。

総務産経常任委員長(熊倉正治君) ありがとうございます。

それでは、今請願書を読み上げたわけですが、これについて紹介議員の皆さんに質問なりありましたらどうぞ。

9番(川口與志郎君) 農協というのが農業にとって大変大事な存在だというふうに思

っております。ただ、いろいろな矛盾があるということもわかりますが、それで今このような請願を出してきたのはなぜなのか。全国的に、全国の自治体にこういう請願が出ているということですが、どういう意図でこの請願が出されたのかというあたりをはじめに質問したいと思います。

14番（小池真一郎君） 私も紹介議員でありますので。これは私の自己判断もございませぬので、農協そのものがそういう意図でやっているかどうかはちょっとわかりませんが、今回ここに来る過程の中で農業問題はずっと議論されてきました。そこで、国が出している方針と現農協が抱えている問題とかなり、ここでも書いてありますけれども、ギャップが出てきたと。そこで、今回の選挙も含めて政府が急速に物を進めていると大変心配、矛盾点が解決されないまま突っ走る方向性が出てきたので、恐らくこの請願はその趣旨も踏まえて今回出てきたものと考えます。

以上であります。

9番（川口與志郎君） 今のお話で、政府がやろうとしていることと農協が考えていることにギャップが生まれてきたということですが、それは農協の自己改革というのを、JAグループの自己改革を尊重してほしいとこの文面にもありますが、その農協は1つにどういう自己改革を目指して、それがどうして政府の農業政策と乖離してしまうのか、そこのところちょっとすみません、わからないのです。教えていただけるか、基本的なところで、わかる範囲で結構です。

14番（小池真一郎君） これも私も松原委員も農協組合員、正組合員ではあります。でも、今回ここまで来る間に、農協のほうで実質こういう改革をやりますとか、そういう説明は一切されておりません。ただ、政府は現在国民が思っている矛盾点も含めてこういうふうにしなれば農協の存在そのものが危うくなります。そういう意味で、早急に農協改革をやりなさい、農協も現段階でその点は気づいていると思いますけれども、今まで理事会制度、会議で持っておりましたけれども、そこに今度経営改善委員会というものに名称を変えまして、もっと言うのであれば農協組合員以外の部外者を入れた会議を設立しまして、今言っているその農協改革をどのようにしていくかとこれから恐らく議論されていくのかなと。川口委員が指摘された何が矛盾なのだと言われると、本当に多くあり過ぎまして、説明ここでできない。

9番（川口與志郎君） 代表的なことでもいいのですけれども。多く説明しなくて。基本的なところで。

14番（小池真一郎君） ただ、私なりに察するところによりますと、1つは農業というのは即イコール米と皆さんは思っていますけれども、農業というのは決してそうい

うものではなくて、米というのはほんの一部でしかありません。トータル的に農業というふうを考えていただきたいことと、私が一番守らなければならないというのは食料の安全、これが国会でも農協でも議論は全くされていない部分でございます。そういう意味で、食の安全をどうするかということでこれから恐らく農協は考えていくのだらうと思います。その背景には、1つは今言われている経費削減の部分でいくと法人化をやりなさい、会社でやりなさいと言いますが、農業というのは気候に非常に多く左右されます。そして、政府が思っていることと逆行しているわけではないのですけれども、日本の農業というのは兼業農家が大半で、6割、7割を占めております。それともう一つは、国土そのものが決して平たんなところではなくて、中山間地が多い。そういう部分で、本当にその改革をやるにも、ではこうしましょう、はい、こう答えが出ましたという形には私はならない、本当に時間をかけて、何が必要で何がどうだかということを中心に議論していないで政策をぶってきて、猫の目行政とかよく言われますけれども、農業は生かさず殺さずと昔から例えがあるように政策から全てマッチしているところはほとんどない。でも、もうそういう時代は終わりにして、これから本当に農業が再生するなり、これから生きていくには何が必要で、何が要らないかというのを、ただこれを廃止すればいいということでは私はないと思いますので、これから皆さんも含めて私は議論していかなければならないと。ただ、これはもう一度言いますが、食料の安全保障、これは国も農家も絶対守らなければだめだと思っておりますので、これから農協変わると言いますので、そういう意味で私は賛成いたします。

9番（川口與志郎君） 今一番最後に言われました農業の食の安全という問題ですが、食料は外国に依存してはいけないと思います。では、日本の農業が自立するにはどうしたらいいかということにおいては大変難しい問題も指摘されていますが、特に小規模農家が多いですね。それから、自然の条件も中山間地。だから、そういう小規模農家と農協の関係、それは今一般的には集約化して大きな農業、大規模農家目指すのはいいのですけれども、現実にはなかなか進まないと思うのですけれども、その小規模農家が多く存在しているということと、兼業農家も同じですけれども、農協との関係、これちょっとわからないのですが、ちょっと教えていただけませんか。

総務産経常任副委員長（松原良彦君） 今川口議員がお話ししたとおりでありまして、なかなか農協の改革に向けての話は大変難しい話でございます。ずっと前までは米は食管制度という、そういう形で、生産者がつくったものは生産費に合わせてその

米を買ってくれるという食管制度でありましたけれども、だんだん時代が変わりまして、農協を通さなくても米の売り買いができる、そういう自由制度になってきました。そうすると、ではどうして農協が、今までシェアを誇っていたのがだんだん少なくなって、農協自体が今度はもうかるところはだんだん少なくなって、農協もやりくりが大変でありまして、川口議員もわかるようにコメリとかムサシとか、ああいうところに農業製品をいっぱい売れば、今まで農協で売っていたものがだんだん販売網が少なくなり、農協の収入が入ってこない。そしてまた、今までいろいろな農協が農家に補助を出していたのも補助金も出せなくなる。そういう絡みもだんだんありまして農協も細くなる、農業者も細くなる、そして高齢化になってくる。そういう関係で、なかなか農協も大変なところでしょうけれども、そこを今皆さんとお話しして、今まで農協がやってきたように頑張れる農業にやっていきたいというような方向に向けているのだと思いますけれども、詳細は私もなかなかよくわかりません。

以上でございます。

13番（泉田壽一君） 私の立場では、どっちの話していいかわからないのだけれども。  
（政府の立場の声あり）

13番（泉田壽一君） いや、先ほど川口議員が大農、小農の話でどうのこうのというのは、基本的にはそれは消費者が関係して問題が起きているということ。要するに消費者は安く買いたい。安ければいい。そうすると、大農の生産コストと小農の生産コスト、要するにコストの問題が絡んでくる。小農であれば、設備投資から全てがコストがかかって生産、製品にはね返る。製品にはね返れば消費者に影響する。だから、その大農というのを進める。小農を生かすというのは、生産費、例えばコンバインであってもトラクターであっても10町歩耕作している人、2町歩耕作している人、では5分の1の面積だから、耐用年数が10町歩の人が10年だったら、では5分の1だからコンバイン30年、40年、50年もつかというところはならないという。もう全てのが結局JAの問題とか農家の問題ではなくて、消費者との関係でそういう問題が全て展開されているという。消費者が高くても納得して買ってくればそれでいいのだけれども、そうではないところに問題がある。だから、外国から食料が入ってくるというのは、安いから入ってくる。全部消費者の問題。まあまあそれは川口さんの話だから、今それなりにしたのだけれども。実はこの話持ってきたというのが、私が紹介議員にそっちでどうのこうのなんてJAとも話ししました、いろいろ。それで、総務部長とも話ししました。この請願の中の自主・自立の協同

組合、組合員の意思に基づき、では組合員の意思をどのように吸い上げるのか、自主・自立の協同組合というのはどういうことをいうのか、その方法論どうのこうの、それだけではありません。農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化、それからJAグループが目指す基本方向、どういう方向。それから、JAグループが決めたことと政府による基本方向に大きな乖離がある。それから、農業振興や地域活性化に果たすJAの役割、新農政の実践、JAグループの自己改革を尊重してくれと。だから、これらをみんな話をしますと、実際結論は方向を出して自分らはJAグループで協議をして、一応原案は出したと。それで、政府との交渉を重ねてきたと。ところが、最後の詰め段階において突然解散があって、解散になったがゆえに協議の場がなくなった。それでは、新しく今までそれを担当してきた、解散で農林水産大臣やその関係者、農業の、農林水産省の役人は役人としてそれはそうでしょうけれども、政治のほうが新しく、当選が決まると新しく内閣が発足するわけですから、そうするとまたその話し合いの場というものが一からになる。その基本方向が非常に不安でどうしようもない。そういうことから、とにかく今回この請願を全国一斉に出して、それで方向性というか、基本的にはJAの思いと話と、JAグループのね、その考えと思いを全てさっき言った自主・自立、組合員の意思を、ずっとこれらを協議を重ねて、それで政府はそれに対して組合員の意思を吸い上げるというけれども、意思に基づくというのは、では組合員の意思をどうやって吸い上げるのだと。それから、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化と。だから、活性化というのはJAとしてでは取り組めるのか。そうすると政治が必要ではないかと。では、政治でどのような農業政策をとってもらえるのか。政府の方針がどういうふうな方向なのか、農業に対して。例えば今言っている所得補償方式の復活なんていってある党が言っていますし、所得方式がなくなったと。根本を突き詰めれば農業所得補償方式だってその予算がどこから出たか。あれ六千何百億円かかっているわね。その予算というのは、土地改良予算を六十何%減額して、その予算をそっくり前の政権のときに所得補償方式に向けたのであって、結局所得補償で農家へ入ります。農家へ入るけれども、こっちの土地改良の予算が減額されているから、この農家から土地改良費としてこっちへ金払うから、結局所得補償でもらったからいいなんていって単純に、あれはまるっきりだまかしの戦法であって、最終的には土地改良の予算が全然なくて全てが行き詰まる。それで、当時全国土地改良区の親方が野中広務というかつて副総理がだね、官房長官やった、京都から出ている、あれが土地改良の全国の親方で、それで小沢さんと話をし、とにかく土地

改良から国会議員を段本というのを出していたのですが、出さずにおろすから、何とか土地改良の予算は減らさないでくれと、もとどおりにしてくれということの交渉をしたのだけれども、結局押し切られてしまって土地改良の予算が六十七、八%カットされる。だから、構造改善事業が進まない。この辺は全部終わりましたけれども、全国的に見ればもうどうしようもないところへ来ている。はっきり言って、これ小池さんのほうの田んぼなんて、あんな一反田んぼで条件が悪くてどうしようもなくってというのがまず現実にその予算が全部切られたわけ。だから、それがストップしている。だけれども、一面でその予算というのは個別所得方式のほうへ向けられたから、いいようにみんな思っているけれども、実はまやかしの、ごまかしの政策でしかない。その辺も含めて、だから農業の地域の活性化、それから新農政の実践、農業振興や地域活性化に果たすべき役割なんていってみんなあるけれども、これはやっぱりJAが単独で考えて請願を出してJAでやれることではなくて、政府と協議の場を設けて、その協議の中でいい具体策を、方法論を展開したいということから、まず請願を出して、テーブルに着く、お互いが話ができるような環境づくりをしたいということがこの請願を出す理由なのです。私が答える立場ではないのだけれどもね。

(説明員に泉田さんになってもらったほうがいいの声あり)

13番(泉田壽一君) それが原点なのであって。ですから、どうして出すかというのはそれが原点なのです。だから、話し合いの場を持って、お互いが今後だから新しくこれで衆議院が議席が決まって、恐らく話し合いがなって何とか委員会という、どういう委員会つくるのかわかりませんが、そういう場を設けて全部やっていけるような環境づくりをするためにこれを出すということです。

9番(川口與志郎君) 生産者、農家の方と消費者との矛盾、これはよくわかりますが、私は消費者の理解を深めて、日本の食ですから、食の安全・安心、食の安全保障、極端な言い方すれば自衛隊と同じように平和の……

(川口さん、討論ではないよ。質疑して、質疑の声あり)

9番(川口與志郎君) わかりました。

国民全体にやっぱり日本の農家が置かれている状況についてのPRというかな、消費者にわかってもらおうと、そういう点では農協というのは役割果たしているのではないのですか。1点。していないですか。

13番(泉田壽一君) いや、やっているけれども、実を結んでいないというだけであって。やっている、やっていないではない。やっているけれども、実を結んでいない。

14番（小池真一郎君） 私は、川口さんの問いに答えます。

本当にまさに川口委員が言うとおりであって、生産者も農協も国民の今日まで理解を得ることをほとんどやってこなかった。だから、何を言ってももうほとんど知らないことばかりで、例えばこの問題が出てきていても何が問題で、どうすればいいのかということが全く見えてこない、今そういう状態です。それで、先ほどの川口委員が小さい農家どうするのだよと。私は、日本のこの政策の中でそれがものすごく問題になってくるのだろうと。小規模農家、もうこれは黙っていても大規模農家はどんどん進んでいますので、田上町は平場ですので、そういう部分でどんどんいくと、その大規模農家ができることはイコール農協は要らなくなる縮図に移行していくわけですが、残念ながら6割、7割が中山間地の農家ですので、そこをどう守るかというのは恐らくこれから、さっき泉田委員が言ったとおり国会との議論を重ねないと、ほとんどそのことすらわかっていない。第三者は石川県とか行って景観がきれいだねとか、そういうことで片づけていますけれども、あれを守るには大変な労力と時間がかかって、経費度外視であればやっていますので、そういう部分も含めて本当にこれから皆さんも含めてどうしたら日本の農業を守るかということを出発点からきちとこうして、今人口減少も含めてTPP問題、あらゆる問題が出てきていますので、どうしたら食料の安全保障を守るかということをやっぱり議論していったらいいのかなと思います。

それと、委員長から片手間でちょこっとうこういうことを聞きたいというのがありましたので、それで今と関係するのですけれども、今准組合員が恐らく全国の農協で6割ぐらい占めているだろうと思うのです。松原委員が言った食管制度、あれが廃止をされて、米は自由販売になります。そうすると、農協は今まで政府と交渉した窓口が全農であったわけです。その役割が終わった時点で、全農は何を考えているかわかりませんが、私どもが傍目から見ているとあの役割はもう終わつたろうと、もう要らないという方向を今政府が出し始めているのです。でも、だからさっき言うように准組合員と正組合員、もう正組合員はこれしかいませんので、ここへ書いてありますけれども、もう准組合員をもっと入れれやと、農協の生きる道を考えていこうという今方向に変えていますので、私はこの請願の趣旨はもう少し農協が考える時間を下さいなというのが主な目的だと思いますので、これから恐らく具体的なものが出てくるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかに。いいですか。

いろいろ批判めいた話もいっぱい出まして、不採択というような話もあるのかな

というふうには聞こえますけれども、あえて反対というか、不採択というような意見もないようですので、この請願については、では採択ということで決してもいいのでしょうか。

(いいんでしょうか。いいんでしょうか、川口さんの声あり)

9番(川口興志郎君) いいです。

総務産経常任委員長(熊倉正治君) はい。では、採択ということに決しましたので。  
(これ誰が読むんだっけの声あり)

書記(渡辺絵美子君) では、すみません、読ませていただきます。

J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書(案)。

政府は、本年6月改訂の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、農業の成長産業化に向けて農協改革の推進を決定しましたが、J Aグループは、自主・自立の協同組合であることを鮮明にし、組合員の意思に基づき自己改革に取り組みます。

J Aグループは、自らの組織を農業者の機能組合と地域組合の性格を併せもつ「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、持続可能な農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現を目指して総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むことが今後とも目指す基本方向としています。

このような中で、政府によるJ A改革が、J Aグループが決めた基本方向と大きな乖離があり、それが強行されるとすれば、農業の生産現場や地域に大きな混乱をもたらし、かえって改革の目的に逆行する事態を招きかねません。

政府におけるJ A改革の検討は、農業振興や地域活性化に果たすべきJ Aの役割を十分発揮し、新農政の実践を地域において着実に進める観点から、J Aグループの自己改革を尊重し、その取り組みを後押しするものとなることが、強く期待されます。

つきましては、下記事項について強く要望いたします。

1、地域の振興や農業の多面的機能の発揮についても農協法の目的に位置付け、事業目的の見直しは協同組合の基本的性格を維持すること。

2、准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。

3、J A・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・

ガバナンス制度や法人形態の転換等は強制しないこと。

4、自立したJAの自由な意思に基づき生まれ変わる新たな中央会は、代表、総合調整、経営相談・監査の機能を十分に発揮できるように、農協法上に位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

新潟県南蒲原郡田上町議会。提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、内閣府特命大臣（規制改革担当）。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 意見書はこうなると、本会議で採択されればということですが、にしたいと思います。

では、これにて請願の審査を終わりたいと思います。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

---

午前11時49分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成26年12月11日

総務産経常任委員長 熊倉正治